

デイサービス（通所介護）の利用料金

1 利用料金が介護保険から給付されるもの

下表は、ご利用者様の 1 割負担額です。

※2 割負担の方については 2 倍、3 割負担の方は 3 倍の負担となります。

区 分	単 価
①基本料金	要介護 1 6 5 8 円／日
	要介護 2 7 7 7 円／日
	要介護 3 9 0 0 円／日
	要介護 4 1, 0 2 3 円／日
	要介護 5 1, 1 4 8 円／日
②入浴加算	4 0 円／日
③※若年性認知症者受入加算	6 0 円／日※該当者のみ
④科学的介護推進体制加算	4 0 ／月
⑤介護職員等処遇改善加算 II	9 %（①～④の利用料金合計に上乘せ）
※送迎を行わない場合	4 7 円 減算／片道
※ご利用料金は、上記合計額に地域区分単価の 1. 4 % を乗じた額が上乘せとなります。	

料金表の説明

サービス提供時間は、ご利用者様の希望や心身の状況により、サービス提供時間を短縮した場合は、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

②入浴加算

入浴加算は、施設での入浴を行った場合に算定します。

③若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症（40 歳から 64 歳）までの利用者を対象に指定通所介護を行った場合に算定します。

④科学的介護推進体制加算

要介護高齢者の自立支援・重度化防止を目的とした、科学的に裏付けられたサービスを推進するための加算です。

⑤介護職員等処遇改善加算（II）

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業者認められる加算です。

2 利用料金の全額をご負担いただく場合

※介護保険の給付対象とならないサービス

種類	負担額
① 食事（食材料費＋調理費）	昼食 1 食 6 9 0 円 ※夕食を提供する場合 520 円
② おやつ代(1 日 2 回)	1 日 1 8 0 円
③ 教養娯楽費（お好み喫茶等）	1 日 2 0 円
④ トロミ剤代	1 日 3 0 円 ※必要な方のみ
⑤ 衣類等管理代	1 月 5 0 0 円 ※対象は原則以下、いずれかに該当する方になります。 ✓ 一人暮らしの方 ✓ 高齢世帯の方 ✓ 同居者が病気等で洗濯ができない方
⑥ レクリエーション・クラブ活動	必要に応じて実費を頂きます。
⑦ 複写物の交付	1 枚につき 1 0 0 円
⑧ 日常生活上必要となる 諸費用実費（おむつ代等）	(1) フラットタイプ 1 枚 5 0 円 (2) 紙パンツ 1 枚 1 5 0 円 (3) テープ付き紙パンツ 1 枚 1 5 0 円 (4) パッド 1 枚 3 0 円
⑨ 通常実施地域以外の地域に居 住する利用者に対して行う送 迎に要する費用	(1) 通常の実施地域を越えてから、 片道おおむね 1 0 キロメートル未満 2 5 0 円 (2) 通常の実施地域を越えてから、 片道おおむね 1 0 キロメートル以上 5 0 0 円

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の利用料金

1 利用料金が介護保険から給付されるもの

以下のサービスについて、下表の利用料金にご利用者様の1割負担額です。

※2割負担の方については2倍、3割負担の方は3倍の負担となります。

区 分	単 価	
① 基本料金	要支援 1 （月 4 回まで）	4 3 6 円／日
	要支援 2 （月 8 回まで）	4 4 7 円／日
② 若年性認知症者受入加算（※）	2 4 0 円／月 ※該当者のみ	
③ 科学的介護推進体制加算	4 0 円／月	
④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	9 %（①～③の利用料金合計に上乗せ）	
※送迎を行わない場合		
4 7 円減算/片道		
※ご利用料金は、上記合計額に地域区分単価の 1. 4 %を乗じた額が上乗せとなります。		

※月途中で要介護から要支援に変更の場合や要支援から要介護に変更の場合等は、日割り計算により算定いたします。

※月の規定回数を越えての利用（月4回の方は5回目以降、8回の方は9回目以降）は自費利用になるため10割負担になります。

全額実費負担額（1日）

区 分	単 価	
① 基本料金	要支援1	要支援2
	4,360 円	4,470 円
② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	758 円	777 円
③ 地域区分単価	71 円	73 円
合 計	5,189 円	5,320 円

加算等の説明

サービス提供時間は、ご利用者様の希望や心身の状況により、サービス提供時間を短縮した場合は、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

②若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症（40歳から64歳）までの利用者を対象に指定通所介護を行った場合に算定します。

③科学的介護推進体制加算 ※R5年8月～追加

要介護高齢者の自立支援・重度化防止を目的とした、科学的に裏付けられたサービスを推進するための加算です。

④介護職員等処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業者認められ加算です。

2 利用料金の全額をご負担いただく場合

※介護保険の給付対象とならないサービス

種類	負担額
① 食事（食材料費＋調理費）	昼食1食690円 ※夕食を提供する場合 520 円
② おやつ代(1 日 2 回)	1 日 1 8 0 円
③ 教養娯楽費（お好み喫茶等）	1 日 2 0 円
④ トロミ剤代	1 日 3 0 円 ※必要な方のみ
⑤ 衣類等管理代	1 月 5 0 0 円 ※対象は原則以下、いずれかに該当する方になります。 ✓ 一人暮らしの方 ✓ 高齢世帯の方 ✓ 同居者が病気等で洗濯ができない方
⑥ レクリエーション・クラブ活動	必要に応じて実費を頂きます。
⑦ 複写物の交付	1 枚につき 1 0 0 円
⑧ 日常生活上必要となる (ア)諸費用実費（おむつ代等）	(1) フラットタイプ 1 枚 5 0 円 (2) 紙パンツ 1 枚 1 5 0 円 (3) テープ付き紙パンツ 1 枚 1 5 0 円 (4) パッド 1 枚 3 0 円
通常実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	(1) 通常の実施地域を越えてから、 片道おおむね10キロメートル未満 2 5 0 円 (2) 通常の実施地域を越えてから、 片道おおむね10キロメートル以上 5 0 0 円